

議員提出第3号議案

足立区学校教育職員の旅費に関する条例

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第112条及び会議規則第13条第1項の規定により提出する。

平成31年1月31日

提出者

足立区議会議員	針	谷	みきお
同	ぬ	かが	和子
同	は	たの	昭彦
同	浅	子	けい子
同	鈴	木	けんいち
同	西	の原	えみ子
同	山	中	ちえ子

足立区議会議長 かねだ 正 様

(提案理由)

少人数学級の計画的な実施及び指導等の充実を図ることで学校教育の水準を維持し、もって教育課題の解決に資するため、本案を提出する。

足立区学校教育職員の旅費に関する条例

目次

- 第 1 章 総則（第 1 条 第 1 2 条）
- 第 2 章 内国旅行の旅費（第 1 3 条 第 2 5 条）
- 第 3 章 外国旅行の旅費（第 2 6 条 第 3 3 条）
- 第 4 章 雑則（第 3 4 条 第 3 6 条）

付則

第 1 章 総則

（趣旨）

第 1 条 この条例は、地方公務員法（昭和 2 5 年法律第 2 6 1 号）第 2 4 条第 5 項の規定に基づき、公務のために旅行する学校教育職員（教育公務員特例法（昭和 2 4 年法律第 1 号）第 2 条第 1 項に定める教育公務員（足立区立小学校及び中学校の教員（市町村立学校職員給与負担法（昭和 2 3 年法律第 1 3 5 号）第 1 条第 1 項に規定する職員を除く。）に限る。）をいう。以下「職員」という。）の旅費に関し、必要な事項を定めるものとする。

2 外国旅行の赴任旅費については、国家公務員の例に準じて足立区教育委員会（以下「教育委員会」という。）がそのつど特別区人事委員会（以下「人事委員会」という。）と協議して定める。

（用語の意義）

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（ 1 ） 内国旅行 本邦（本州、北海道、四国及び九州並びに国家公務員等の旅費支給規程（昭和 2 5 年大蔵省令第 4 5 号）第 1 条に規定する附属の島の存する領域をいう。以下同じ。）における旅行をいう。

（ 2 ） 外国旅行 本邦と外国（本邦以外の領域（公海を含む。）を

いう。以下同じ。)との間における旅行及び外国における旅行をいう。

(3) 出張 職員が公務のために一時その在勤庁を離れて旅行することをいう。

(4) 赴任 区の要請に基づいて国若しくは他の地方公共団体等を退職し、引き続いて採用された職員若しくは教育委員会があらかじめ人事委員会と協議して指定した職に充てるため採用された職員が、その採用に伴う移転のため、住所若しくは居所から在勤庁に旅行し、又は転任を命ぜられた職員が、その転任に伴う移転のため旧在勤庁から新在勤庁に旅行することをいう。

(5) 扶養親族 職員の配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で主として職員の収入によって生計を維持しているものをいう。

(6) 遺族 職員の配偶者、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹並びに職員の死亡当時職員と生計を一にしていた他の親族をいう。

2 この条例において「何級の職務」という場合には、足立区学校教育職員の給与に関する条例(平成31年足立区条例第 号)第6条第1項に規定する給料表により定められた当該級の職務をいうものとする。

3 この条例において「何々地」という場合には、市町村の地域(特別区の存する区域にあってはその全地域)をいい、外国にあっては、これに準ずる地域をいうものとする。ただし、「近接地」という場合には、足立区教育委員会規則(以下「規則」という。)で定める地域をいうものとする。

(旅費の支給)

第3条 職員が出張し、又は赴任した場合には、その職員に対し、旅費を支給する。

2 職員が旅行中に退職し、免職にされ、失職し、又は休職にされた場

合の職員の旅費及び職員が死亡した場合の遺族の旅費については、規則で定める。

- 3 職員が区の機関の依頼又は要求に応じ、公務の遂行を補助するため証人、鑑定人、参考人、通訳等として旅行した場合には、その者に対し、旅費を支給する。
- 4 前3項の規定により旅費の支給を受けることができる者（その者の扶養親族の旅行について旅費の支給を受けることができる場合には、当該扶養親族を含む。以下この条において同じ。）が、その出発前に次条第3項の規定により旅行命令等を取り消され、又は死亡した場合において、当該旅行のため既に支出した金額があるときは、当該金額のうちその者の損失となった金額を旅費として支給することができる。
- 5 第1項から第3項までの規定により旅費の支給を受けることができる者が、旅行中交通機関の事故又は天災その他やむを得ない事情により概算払を受けた旅費額（概算払を受けなかった場合には、概算払を受けることができた旅費額に相当する金額）の全部又は一部を喪失した場合には、その喪失した旅費額の範囲内の金額を旅費として支給することができる。

（旅行命令等）

第4条 次の各号に掲げる旅行は、当該各号に掲げる区分により教育委員会又は教育委員会の委任を受けた者（以下「旅行命令権者」という。）の発する旅行命令又は旅行依頼（以下「旅行命令等」という。）によって行われなければならない。

（1） 前条第1項の規定に該当する旅行 旅行命令

（2） 前条第3項の規定に該当する旅行 旅行依頼

- 2 旅行命令権者は、電信、電話、郵便等の通信による連絡手段によっては、公務の円滑な遂行を図ることができない場合で、かつ予算上旅費の支出が可能である場合に限り、旅行命令等を発することができる。
- 3 旅行命令権者は、既に発した旅行命令等の変更（取消しを含む。以

下同じ。)の必要があると認める場合で、前項の規定に該当するときには、自ら又は次条第1項若しくは第2項の規定による旅行者の申請に基づき、これの変更をすることができる。

4 旅行命令権者は、旅行命令等を発し、又はこれの変更をするときは、旅行命令簿又は旅行依頼簿(以下「旅行命令簿等」という。)によってこれをしなければならない。

5 旅行命令権者は、旅行命令簿等によるいとまがない場合は、前項の規定にかかわらず、口頭により旅行命令等を発し、又はこれの変更をすることができる。この場合においては、速やかに旅行命令簿等に、その旅行に関する事項を記載し、これをその旅行者に提示しなければならない。

6 旅行命令簿等の記載事項及び様式は、教育委員会が定める。
(旅行命令等に従わない旅行)

第5条 旅行者は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により旅行命令等(前条第3項の規定により変更された旅行命令等を含む。以下この条において同じ。)に従って旅行することができない場合には、あらかじめ旅行命令権者に旅行命令等の変更の申請をしなければならない。

2 旅行者は、前項の規定による旅行命令等の変更の申請をするいとまがない場合は、旅行命令等に従わないで旅行した後、速やかに旅行命令権者に旅行命令等の変更の申請をしなければならない。

3 旅行者が前2項の規定による旅行命令等の変更の申請をせず、又は申請をしたがその変更が認められなかった場合において、旅行命令等に従わないで旅行したときは、その旅行者は、旅行命令等に従った限度の旅行に対する旅費のみの支給を受けることができる。

(旅費の種類)

第6条 旅費の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、日当、旅行雑費、宿泊料、食卓料、移転料、着後手当、扶養親族移転料及び渡航手数料

とする。

- 2 鉄道賃は、鉄道旅行について、実費額により支給する。
- 3 船賃は、水路旅行について、実費額により支給する。
- 4 航空賃は、航空旅行について、実費額により支給する。
- 5 車賃は、陸路（鉄道を除く。以下同じ。）旅行について、実費額又は路程に応じ1キロメートル当たりの定額により支給する。
- 6 日当は、外国旅行中の日数に応じ1日当たりの定額により支給する。
- 7 旅行雑費は、路程等に応じ定額により支給する。
- 8 宿泊料は、旅行中の夜数に応じ1夜当たりの定額により支給する。
- 9 食卓料は、旅行中の夜数に応じ1夜当たりの定額により支給する。
- 10 移転料は、赴任に伴う住所又は居所の移転について、路程等に応じ定額の範囲内の実費額により支給する。
- 11 着後手当は、赴任に伴う住所又は居所の移転について、定額により支給する。
- 12 扶養親族移転料は、赴任に伴う扶養親族の移転について支給する。
- 13 渡航手数料は、外国への出張に伴う雑費について、実費額により支給する。

（旅費の計算）

第7条 旅費は、最も経済的かつ合理的な経路及び方法により旅行した場合の旅費により計算する。ただし、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により、最も経済的かつ合理的な経路又は方法によって旅行し難い場合には、その現によった経路及び方法によって計算する。

第8条 旅費計算上の旅行日数は、旅行のために現に要した日数による。

第9条 旅行者が同一地域（第2条第3項に規定する地域区分による地域をいう。以下同じ。）に滞在する場合における日当又は旅行雑費及び宿泊料は、その地域に到着した日の翌日から起算して滞在日数が15日を超える場合にはその超える日数について定額の10分の1に相

当する額を、滞在日数が30日を超える場合にはその超える日数について定額の10分の2に相当する額を、それぞれの定額から減じた額による。

2 同一地域に滞在中一時他の地に出張した日数は、前項の滞在日数から除算する。

第10条 1日の旅行において、日当、旅行雑費又は宿泊料（扶養親族移転料のうちこれらの旅費に相当する部分を含む。以下この条において同じ。）について定額を異とする事由が生じた場合には、額の多い方の定額による日当、旅行雑費又は宿泊料を支給する。

第11条 鉄道旅行、水路旅行、航空旅行又は陸路旅行中において、職務の級の変更等のあったときは、最初の目的地に到着するまでの分及びそれ以後の分に区分して計算する。

第12条 旅費を区分して内国旅行の旅費及び外国旅行の旅費とし、内国旅行の旅費を更に近接地内旅費及び近接地外旅費とする。

第2章 内国旅行の旅費

（近接地内旅費）

第13条 近接地内の旅行の旅費は、次に規定する旅費とする。

（1） 鉄道賃、船賃及び車賃

（2） 引き続く5時間以上の旅行で、在勤庁から1キロメートルを超える場合には、200円の額の旅行雑費

（3） 公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により宿泊する場合には、次に規定する宿泊料

ア 食事を提供しない公用の施設又は現場等に宿泊する場合には、第21条第1項の食卓料定額に相当する額

イ ホテル、旅館等に宿泊する場合には、第20条第1項の宿泊料定額の範囲内の実費額

（4） 赴任を命ぜられた職員が、職員のための公設宿舎に居住すること若しくはこれを明け渡すことを命ぜられ、住所若しくは居所を

移転した場合又は教育委員会が人事委員会と協議して住所若しくは居所の移転を特に必要と認めて移転した場合には、別表第1の路程に応じた移転料額（扶養親族を随伴しない場合にはその2分の1に相当する額）の範囲内における実費額の移転料

（近接地外旅費）

第14条 近接地外の旅行の旅費は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、旅行雑費、宿泊料、食卓料、移転料、着後手当及び扶養親族移転料とする。

（鉄道賃）

第15条 鉄道賃の額は、次に規定する旅客運賃（以下この条において「運賃」という。）、急行料金、寝台料金及び座席指定料金のそれぞれの範囲内の実費額による。

（1）乗車に要する運賃

（2）急行料金を徴する列車を運行する線路による旅行の場合には、前号に規定する運賃のほか、急行料金

（3）公務上の必要により寝台車を利用する場合には、前2号に規定する運賃及び急行料金のほか、教育委員会が定める寝台料金

（4）座席指定料金を徴する客車を運行する線路による旅行の場合には、前3号に規定する運賃、急行料金及び寝台料金のほか、座席指定料金

2 前項第2号に規定する急行料金は、次の各号のいずれかに該当する場合に限り、支給する。

（1）特別急行列車を運行する線路による旅行で片道100キロメートル以上のもの

（2）普通急行列車を運行する線路による旅行で片道50キロメートル以上のもの

（3）前2号の旅行に準ずる旅行で、公務上の必要により特に教育委員会が認めるもの

3 第1項第4号に規定する座席指定料金は、普通急行列車を運行する線路による旅行で片道100キロメートル以上のものに該当する場合に限り、支給する。

(船賃)

第16条 船賃の額は、次に規定する旅客運賃(はしけ賃及び棧橋賃を含む。以下この条において「運賃」という。)、寝台料金及び座席指定料金のそれぞれの範囲内の実費額による。

(1) 運賃の等級を3階級に区分する船舶による旅行の場合には、中級の運賃

(2) 運賃の等級を2階級に区分する船舶による旅行の場合には、下級の運賃

(3) 前2号の規定に該当する場合において、同一階級の運賃を更に2以上に区分する船舶による旅行の場合には、次に規定する運賃
ア 第1号の規定に該当する場合には、同一階級内の最上位の区分の直近下位の区分の運賃

イ 第2号の規定に該当する場合には、同一階級内の最上位の区分の運賃

(4) 運賃の等級を設けない船舶による旅行の場合には、その乗船に要する運賃

(5) 公務上の必要により別に寝台料金を必要とする場合には、前各号に規定する運賃のほか、寝台料金

(6) 座席指定料金を徴する船舶を運行する航路による旅行の場合には、前各号に規定する運賃及び寝台料金のほか、座席指定料金

(航空賃)

第17条 航空賃の額は、旅客運賃の範囲内の実費額による。

(車賃)

第18条 車賃の額は、実費額による。ただし、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により、実費額によることができない場合に

は、路程 1 キロメートルにつき 37 円とする。

- 2 前項ただし書の場合には、全路程を通算して計算し、路程に 1 キロメートル未満の端数を生じたときは、これを切り捨てる。

(旅行雑費)

第 19 条 旅行雑費の額は、1 日当たり 1,100 円の定額による。

- 2 鉄道 200 キロメートル未満又は水路若しくは陸路 100 キロメートル未満の旅行の場合における旅行雑費の額は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により宿泊した場合を除くほか、前項の規定にかかわらず、同項の定額の 2 分の 1 に相当する額による。

- 3 鉄道、水路又は陸路にわたる旅行については、鉄道 2 キロメートルをもって水路又は陸路 1 キロメートルとみなして、前項の規定を適用する。

(宿泊料)

第 20 条 宿泊料の額は、次の各号に掲げる宿泊先の区分に応じ、当該各号に定める定額による。

(1) 甲地方 1 夜当たり 11,000 円

(2) 乙地方 1 夜当たり 10,000 円

- 2 前項各号に掲げる甲地方及び乙地方の区別は、規則で定める。
- 3 宿泊料は、鉄道賃、船賃、航空賃若しくは車賃のほかに別に宿泊費を要する場合又は鉄道賃、船賃、航空賃若しくは車賃を要しないが宿泊費を要する場合に限り、支給する。

(食卓料)

第 21 条 食卓料の額は、1 夜当たり 2,200 円の定額による。

- 2 食卓料は、鉄道賃、船賃、航空賃若しくは車賃のほかに別に食費を要する場合又は鉄道賃、船賃、航空賃、車賃若しくは宿泊料を要しないが食費を要する場合に限り、支給する。

(移転料)

第 22 条 移転料の額は、次に規定する額の範囲内の実費額による。

(1) 赴任の際扶養親族を移転する場合には、旧在勤地から新在勤地までの路程に応じた別表第 1 の額

(2) 赴任の際扶養親族を移転しない場合には、前号に規定する額の 2 分の 1 に相当する額

(3) 赴任の際扶養親族を移転しないが赴任を命ぜられた日の翌日から 1 年以内に扶養親族を移転する場合には、前号に規定する額に相当する額（赴任の後扶養親族を移転するまでの間に更に赴任があった場合には、各赴任について支給することができる前号に規定する額に相当する額の合計額）

2 前項第 3 号の場合において、扶養親族を移転した際における移転料の別表第 1 の額が職員が赴任した際の移転料の同表の額と異なるときは、同号の額は、扶養親族を移転した際における移転料の同表の額を基礎として計算する。

3 旅行命令権者は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情がある場合には、第 1 項第 3 号に規定する期間を延長することができる。

（着後手当）

第 2 3 条 着後手当の額は、第 1 9 条第 1 項の旅行雑費定額の 5 日分及び赴任に伴い住所又は居所を移転した地の存する地域の区分に応じた第 2 0 条第 1 項の宿泊料定額の 5 夜分に相当する額による。

（扶養親族移転料）

第 2 4 条 扶養親族移転料の額は、次に規定する額による。

(1) 赴任の際扶養親族を旧在勤地から新在勤地まで随伴する場合には、赴任を命ぜられた日における扶養親族 1 人ごとに、その移転の際における年齢に従い、次に規定する額の合計額

ア 1 2 歳以上の者については、その移転の際における職員相当の鉄道賃、船賃、航空賃及び車賃の実費額並びに旅行雑費、宿泊料、食卓料及び着後手当の 3 分の 2 に相当する額

イ 1 2 歳未満の者については、その移転の際における年齢に応じ

た鉄道賃、船賃、航空賃及び車賃の実費額並びに旅行雑費、宿泊料、食卓料及び着後手当の3分の1に相当する額

(2) 前号の規定に該当する場合を除くほか、第22条第1項第1号又は第3号の規定に該当する場合には、扶養親族の旧居住地から新居住地までの旅行について前号の規定に準じて計算した額。ただし、前号の規定により支給することができる額に相当する額(赴任の後扶養親族を移転するまでの間に更に赴任があった場合には、各赴任について前号の規定により支給することができる額に相当する額の合計額)を超えることができない。

2 職員が赴任を命ぜられた日において、胎児であった子を移転する場合においては、扶養親族移転料の額の計算については、その子を赴任を命ぜられた日における扶養親族とみなして、前項の規定を適用する。

(近接地以外の同一地域内旅行の旅費)

第25条 近接地以外の同一地域内における内国旅行については、鉄道賃、船賃及び車賃は支給しない。ただし、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により、鉄道賃、船賃及び車賃を要する場合で、その実費額が、当該旅行について支給される旅行雑費定額に相当する額を超える場合には、その超える部分の金額に相当する額の鉄道賃、船賃又は車賃を支給する。

第3章 外国旅行の旅費

(本邦通過の場合の旅費)

第26条 外国旅行中本邦を通過する場合には、その本邦内の旅行について支給する旅費は、前章に規定するところによる。ただし、外国航路の船舶又は航空機により本邦を出発し、又は本邦に到着した場合における船賃又は航空賃並びに本邦を出発した日からの日当及び食卓料又は本邦に到着した日までの日当及び食卓料については、この章に規定するところによる。

(外国旅行の旅費)

第27条 外国旅行の旅費は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、日当、宿泊料、食卓料及び渡航手数料とする。

(鉄道賃)

第28条 鉄道賃の額は、次に規定する旅客運賃（以下この条において「運賃」という。）
急行料金及び寝台料金（これらのものに対する通行税を含む。）の範囲内の実費額による。

(1) 運賃の等級を3以上の階級に区分する線路による旅行の場合には、次に規定する運賃の範囲内で教育委員会が定める運賃

ア 5級の職務にある者については、最上級の運賃

イ 4級以下の職務にある者については、最上級の直近下位の級の運賃

(2) 運賃の等級を2階級に区分する線路による旅行の場合には、上級の運賃

(3) 運賃の等級を設けない線路による旅行の場合には、その乗車に要する運賃

(4) 公務上の必要により特別の座席の設備を利用した場合には、前3号に規定する運賃のほか、その座席の利用に要した運賃

(5) 公務上の必要により別に急行料金又は寝台料金を必要とした場合には、前各号に規定する運賃のほか、急行料金又は寝台料金

(船賃)

第29条 船賃の額は、次に規定する旅客運賃（はしけ賃及び棧橋賃を含む。以下この条において「運賃」という。）及び寝台料金（これらのものに対する通行税を含む。）の範囲内の実費額による。

(1) 運賃の等級を2以上の階級に区分する船舶による旅行の場合には、最上級の運賃

(2) 前号の規定に該当する場合において、最上級の運賃を更に2以上に区分する船舶による旅行の場合には、次に規定する運賃の範囲内で教育委員会が定める運賃

ア 最上級の運賃を4以上に区分する船舶による旅行の場合には、5級の職務にある者については最上位の直近下位の区分の運賃、4級以下の職務にある者については最上位の2区分下位の区分の運賃

イ 最上級の運賃を3に区分する船舶による旅行の場合には、5級の職務にある者については中位の区分の運賃、4級以下の職務にある者については最下位の区分の運賃

ウ 最上級の運賃を2に区分する船舶による旅行の場合には、下位の区分の運賃

(3) 運賃の等級を設けない船舶による旅行の場合には、その乗船に要する運賃

(4) 公務上の必要によりあらかじめ旅行命令権者の許可を受け特別の運賃を必要とする船室を利用した場合には、前3号に規定する運賃のほか、その船室の利用に要した運賃

(5) 公務上の必要により別に寝台料金を必要とした場合には、前各号に規定する運賃のほか、寝台料金

(航空賃及び車賃)

第30条 航空賃の額は、次に規定する旅客運賃(以下この条において「運賃」という。)の範囲内の実費額による。

(1) 運賃の等級を2又は3の階級に区分する航空路による旅行の場合には、最下級の運賃

(2) 前号の規定に該当する場合において、搭乗する航空機の目的地までの予定所要時間が8時間を超える場合には、次に規定する運賃

ア 運賃の等級を3階級に区分する航空路による旅行の場合には、中級の運賃

イ 運賃の等級を2階級に区分する航空路による旅行の場合には、上級の運賃

(3) 運賃の等級を設けない航空路による旅行の場合には、航空機の利用に要する運賃

2 車賃の額は、実費額による。

(日当、宿泊料及び食卓料)

第 3 1 条 日当及び宿泊料の額は、旅行先の区分に応じた別表第 2 の定額による。

2 食卓料の額は、別表第 2 の定額による。

3 第 1 9 条第 2 項及び第 3 項、第 2 0 条第 3 項並びに第 2 1 条第 2 項の規定は、外国旅行の場合の日当、宿泊料及び食卓料についてそれぞれ準用する。この場合において、第 1 9 条第 2 項中「旅行雑費」とあるのは、「日当」と読み替えるものとする。

(渡航手数料)

第 3 2 条 渡航手数料の額は、旅行者の予防注射料、旅券の交付手数料及び査証手数料、外貨交換手数料、旅客サービス施設使用料、旅客保安サービス料並びに入出国税の実費額による。

(外国の同一地域内旅行の旅費)

第 3 3 条 近接地以外の同一地域内における外国旅行については、鉄道賃、船賃及び車賃は支給しない。ただし、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により、鉄道賃、船賃及び車賃を要する場合で、その実費額が当該旅行について支給される日当額の 2 分の 1 に相当する額を超える場合には、その超える部分の金額に相当する額の鉄道賃、船賃又は車賃を支給する。

第 4 章 雑則

(旅費の調整)

第 3 4 条 教育委員会は、旅行者が公用の交通機関、宿泊施設等を利用して旅行した場合その他当該旅行における特別の事情により、又は当該旅行の性質上この条例の規定による旅費を支給した場合には不当に旅行の実費を超えた旅費又は通常必要としない旅費を支給することと

なる場合においては、その実費を超えることとなる部分の旅費又はその必要としない部分の旅費を支給しないことができる。

- 2 教育委員会は、旅行者がこの条例の規定による旅費により旅行することが当該旅行における特別の事情により、又は当該旅行の性質上困難である場合には、人事委員会と協議して定める旅費を支給することができる。

(旅費の特例)

第35条 旅行命令権者は、職員について労働基準法(昭和22年法律第49号)第15条第3項の規定に該当する事由がある場合において、この条例の規定による旅費の支給ができないとき又はこの条例の規定により支給する旅費が同項の規定による旅費に満たないときは、当該職員に対し、同項の規定による旅費に相当する金額又はその満たない部分に相当する金額を、旅費として支給するものとする。

(委任)

第36条 この条例に定めがあるもののほか、この条例の実施に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成32年4月1日から施行する。
(外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部改正)
- 2 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例(昭和63年足立区条例第40号)の一部を次のように改正する。
第7条中「足立区職員の旅費に関する条例(昭和50年足立区条例第14号)」の次に「又は足立区学校教育職員の旅費に関する条例(平成31年足立区条例第 号)」を加える。
(足立区職員の旅費に関する条例の一部改正)
- 3 足立区職員の旅費に関する条例(昭和50年足立区条例第14号)

の一部を次のように改正する。

第 1 条第 2 項の次に次の 1 項を加える。

3 教育公務員特例法（昭和 24 年法律第 1 号）第 2 条第 1 項に定める教育公務員（足立区立小学校及び中学校の教員（市町村立学校職員給与負担法（昭和 23 年法律第 135 号）第 1 条第 1 号に規定する職員を除く。）に限る。）の旅費に関する事項は、別に条例で定める。

別表第 1（第 13 条、第 22 条関係）

内国旅行の旅費

区分	移転料額
鉄道50キロメートル未満	126,000円
鉄道50キロメートル以上100キロメートル未満	144,000円
鉄道100キロメートル以上300キロメートル未満	178,000円
鉄道300キロメートル以上500キロメートル未満	220,000円
鉄道500キロメートル以上1,000キロメートル未満	292,000円
鉄道1,000キロメートル以上1,500キロメートル未満	306,000円
鉄道1,500キロメートル以上2,000キロメートル未満	328,000円
鉄道2,000キロメートル以上	381,000円

備考 路程の計算については、水路及び陸路 4 分の 1 キロメートルをもって鉄道 1 キロメートルとみなす。

別表第 2（第 31 条、付則第 2 項関係）

外国旅行の旅費

区分	日当（1日につき）				宿泊料（1夜につき）				食卓料（1夜につき）
	指定都市	甲地方	乙地方	丙地方	指定都市	甲地方	乙地方	丙地方	
5級の職務にある者	7,200円	6,200円	5,000円	4,500円	22,500円	18,800円	15,100円	13,500円	6,700円
4級以下の職務にあ	6,200円	5,200円	4,200円	3,800円	19,300円	16,100円	12,900円	11,600円	5,800円

る者									
----	--	--	--	--	--	--	--	--	--

備考

- 1 指定都市とは、規則で定める都市の地域をいい、甲地方とは、北米地域、欧州地域及び中近東地域として規則で定める地域のうち指定都市の地域以外の地域で規則で定める地域をいい、丙地方とは、アジア地域（本邦を除く。）、中南米地域、大洋州地域、アフリカ地域及び南極地域として規則で定める地域のうち指定都市の地域以外の地域で規則で定める地域をいい、乙地方とは、指定都市、甲地方及び丙地方の地域以外の地域（本邦を除く。）をいう。
- 2 船舶又は航空機による旅行（外国を出発した日及び外国に到着した日を除く。）の場合における日当の額は、丙地方につき定める定額とする。